

事 務 連 絡

令和5年3月31日

各都道府県水道行政担当部(局) 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

生活基盤施設耐震化等交付金の交付にあたり

PPP／PFI の導入に関する民間提案を求めて適切な提案を採択する要件の導入について
(再周知)

生活基盤施設耐震化等交付金については、「生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱」及び「水道施設整備事業に係る評価等の実施について」（令和3年2月5日付け薬生水発 0205 第1号水道課長通知）に則り、一定規模以上の水道整備事業において、PPP/PFI 手法の導入検討等を交付の要件としているところです。

令和4年6月3日に民間資金等活用事業推進会議（PFI 推進会議。会長：内閣総理大臣）が決定した「PPP/PFI 推進アクションプラン（令和4年改定版）」において、重点分野の1つである水道分野について、「水道の整備等に係る国費支援に関して、PPP/PFI の導入に関する民間提案を求めて適切な提案を採択することを要件化することについて検討し、令和4年度中に結論を得る」ことが求められています。

これを受け、令和4年12月26日付事務連絡「生活基盤施設耐震化等交付金の交付にあたり PPP／PFI の導入に関する民間提案を求めて、適切な提案を採択する要件の導入について」を発出し、予め要件化の内容について周知するとともに、必要な準備をお願いしたところです。

上記事務連絡の発出後にいただいた御質問や御意見を踏まえ、この度、要件の内容の一部見直しを行った上で、別紙のとおり令和6年度以降の交付要件とします。

また、これまでに全国の水道事業者等の皆様から寄せられた御質問を受け「PPP／PFI の導入に関する民間提案を求めて適切な提案を採用する要件に関する Q&A（水道）」として整理しましたので、御参照下さい。

各都道府県におかれては、この旨、貴管下の厚生労働大臣認可及び都道府県知事認可の水道事業者等に対しても周知していただくようお願いします。